

「若年層ワークトライアル事業運営業務」 企画提案に係る質疑応答集

平成 29 年8月4日

札幌市経済観光局雇用推進部

「若年層ワークトライアル事業運営業務」

企画提案に係る質問への回答

(対象者の募集について)

- 1 : ポスターの各市施設への掲示や回覧板など札幌市の広報や当該部署にご依頼をしなければいけない募集方法等ございましたら、事前にご教示いただけますでしょうか。
- 作成いただいたチラシ等を当課あて提出いただき、札幌市関連施設への配布及び配架は、当課より行います。
部数は企画提案によりますが、昨年度はチラシ 1,500 部程度、ポスター 30 枚程度を札幌市関連施設（各区役所、各まちづくりセンター等）に配布及び配架しております。
なお、町内会・自治会回覧は使用できません。

(企業開拓について)

- 2 : 新規開拓の目標数やアクションを設定するために、昨年度の開拓実績をご教示いただくことは可能でしょうか。
(受け入れ可能との回答企業数、また、業種や職種内訳など。)
- 昨年度は 2 事業者合わせて 170 社程度の受け入れ企業を開拓しております。業種や職種内訳は、研修生の希望などを踏まえて開拓してください。
- 3 : 事業を実施するに当たり、本事業を受託した後に昨年度開拓した企業リストを共有いただくことは可能でしょうか。
- 事業者ごとに開拓していただくものとなるため、共有はできません。
- 4 : 本事業は紹介予定派遣形態ではないと考えておりますが、就業先企業から職場体験後に本採用するに当たり、試用期間の設定を求められた場合、受け入れることの可否をご教示ください。
- 仕様書 6-(2)に定めたとおり、正社員又は 1 年以内の正社員への転換を前提とした就職であれば、試用期間の設定がなされた雇用契約であっても構いません。

5 : 正社員の定義について、仕様書 6-(2)-ウの条件を満たしていることと
のことですが、就業先企業発行の雇用契約書や条件明示書に、正社員での
採用との表記があれば良いとの認識でよろしいでしょうか。

→ その他に必須記載条項等ございましたら、ご教示ください。

→ お見込みのとおりです。

また、雇用契約書や内定通知書等に明示がない場合については、事業
者にて正社員又は 1 年以内の正社員への転換を前提とした就職であるこ
とを確認の上、報告してください。

(座学研修について)

6 : 昼コースと夜コースの会場も基本的に同一というお考えでしょうか。

→ 昼コースと夜コースは同一会場を想定しております。

別会場とする場合においては、仕様書のとおり市内中心部の利便性の
良い会場とし、昼コースと夜コースを振替えて受講する方を充分考慮し
て選定してください。

(職場実習の実施について)

7 : 職場実習期間は 21 日間とのことですが、この 21 日間の定義は就業実日
数でしょうか、それとも 12 月 1 日～21 日までのような雇用期間でしょうか

→ 職場実習を行った実日数分として、休日を除いて 21 日間を設定してく
ださい。

8 : 仕様書 6-(6)-カ-(イ) について、職場実習時は給付ありとのことですが、
座学研修に関しては無料かつ無給実施という理解でよろしいでしょうか。

→ 座学研修は研修給付の対象外であり、受講無料として取り扱ってくだ
さい。

(合同企業説明会について)

9 : 昨年の参加企業数及び来場者数をご教示いただくことは可能でしょうか。

→ 参加企業数 72 社、来場者数 297 人です。

平成 29 年 8 月 4 日追加分

(事業費について)

10: 5 事業費(3)の経費の挙証書類が必要となるとあるが、この事業は清算事業になるのか?

→ 清算事業ではありません。事業終了後、必要に応じて事業費の挙証書類(領収書、研修給付金内訳、人件費内訳等)の提出をお願いすることがあります。

(定員の考え方について)

11: 夜コースの定員 10 人を下回った場合は昼コースで補うことは可能か?

→ 夜コースの定員が満たなかった場合においても、昼コースの定員は 35 人までとします。

12: 夜コースを 5 人多く集めた場合は、昼コース 30 人(合計 45 人)という考え方で良いか?

→ 夜コースの定員を増加させた場合、昼コースと合わせて合計 45 人とする方法と、昼コース 35 人定員として合計最大 50 人とする方法、いずれを選択していただいても構いません。

ただし、合計の定員が 45 人を超えた場合においても研修事業費の限度額に変更はありません。

なお、合計の定員が 45 人を超えた場合、45 人に満たなかった場合いずれも、仕様書 11-(1)に定める減額条件は、45 人を分母として計算します。

(ライラックマークについて)

13: チラシ・ポスター以外の広告(新聞広告、フリーペーパー等)にも掲載しなければならないのか?その場合の番号は、それぞれ違う番号になるのか?

→ パンフレット・チラシ・ポスター等の広告印刷物へは、ライラックマークを付けることとしています。

そのため、新聞やフリーペーパー紙面に広告を掲載する際は不要です。

また、広告印刷物ごとに登録番号を付ける必要がありますが、番号については、校正時にお知らせします。